



**日本生活協同組合連合会**

**JAPANESE CONSUMERS' CO-OPERATIVE UNION**

Co-op Plaza 3-29-8 Shibuya  
Shibuya-ku, Tokyo 150-8913  
JAPAN

Phone: 81-3-5778-8103 website: <http://jccu.coop/>  
Fax: 81-3-5778-8104 E-mail: [kokusai@jccu.coop](mailto:kokusai@jccu.coop)

**参考訳**

2006年10月20日

国際会計基準委員会

会長 デヴィッド・トゥイーディー卿殿

IAS32 「公正価額で返還可能な金融商品」改訂公開草案に対するコメント

625の会員と23.4百万人の組合員を全国に渡り組織している日本全国の消費協同組合の連合会である日本生活協同組合連合会を代表して、IAS32とIFRIC2の改訂を提案する公開草案に対しコメントを提出します。

IASの基準が設定された場合には、われわれは協議の上それを受け入れる判断をしてきました。提案されている公開草案は出資金であっても「公正価額で販売可能な金融商品」である場合は資本として分類することを付け加えていますが、このことは、主に下記の点で、われわれの理解を混乱させることになっています。

IAS32 第11項「負債」、第16(a)項、第17項A

IFRIC2 第6項、第9項

これらの項目の中で、「公正価額で返還可能な金融商品」は、定義の過程を経ずに、資本として分類されています。もし返還可能な金融商品が組合員出資金であり、資本として分類されるのであれば、IFRIC2の第7,8項、「返還を拒否する無条件の権利を持っているか否か」や「返還が法令や定款によって禁止されているか否か」、あるいは同解釈書の設例1-7に照らして検証する必要があります。もしこれらの定義や条件を満たさない場合は、公正価額で返還可能な金融商品であっても資本に分類されるべきではありません。この商品は、普通株式と似ているように見えても、同じではありません。IASBは基準を設定する者として厳格な態度を取るべきです。

このほかに、提案されている改訂が暫定的なものであると思われることがあります。公開草案は、この改訂は短期的なものであり、審議会は米国財務会計基準審議会（FASB）と長期的なプロジェクトに従事するとしています。かくして、われわ



日本生活協同組合連合会

JAPANESE CONSUMERS' CO-OPERATIVE UNION

これは IAS32 も IFRIC2 も比較的近い将来に改訂されることを予期しなければなりません。明らかに IASB は提案している公開草案がフレームワークの定義との関係で一貫性がないことを認めています。IASB は基準を設定する機関です。もし IASB が世界で適用される共通の会計基準を真剣に設定しようとしているのであれば、残念ながら、このやりかたは責任あるやりかたとは言えません。

IFRIC2 は組合員出資金を分類する方法を明確に示しました（第 7 項および第 8 項）。また「独自の裁量権」という概念を適用して、より実務的な方法も紹介して見せました。IFRIC2 が発効して以後、われわれはそれに従って作業を開始しました。日本における現在の組合員出資金の表示方法は、既存、改訂案のいずれの基準をも満たすものではありません。日本の法律は、国際会計基準をただちに受け入れるものにはなっていません。われわれはそのことに居心地のよくない思いをしています。基準を踏まえる努力をしたいと言う気持ちは持っていますが、そのためには多くのことをしなければなりません。修正案が提案されて以来、われわれは道を見失ったように感じています。「現行の法律との不一致」は世界的に共通の問題と思えます。協同組合にとって一貫性のある基準を再度設定するべく、IASB が可能な限り多くの協同組合に耳を傾けることを希望します。

敬具

日本生活協同組合連合会

副会長 山下 俊史

コピー送付先：国際協同組合同盟(ICA)会長 イバノ・バルベリーニ殿



日本生活協同組合連合会

JAPANESE CONSUMERS' CO-OPERATIVE UNION

Co-op Plaza 3-29-8 Shibuya  
Shibuya-ku, Tokyo 150-8913  
JAPAN

Phone: 81-3-5778-8103  
Fax: 81-3-5778-8104

website: <http://jccu.coop/>  
E-mail: [kokusai@jccu.coop](mailto:kokusai@jccu.coop)

参考訳

2006年10月20日

国際会計基準委員会

会長 デヴィッド・トゥイーディー 卿殿

IAS32「公正価額で返還可能な金融商品」改訂公開草案に対する質問状

提案されている公開草案に対するわれわれのコメントレターとは別に、この機会に、われわれの下記の質問に答えていただくか、IASの本文で考慮いただくようお願いいたします。

(1) IFRIC2の第6項と第9項の改訂

改訂された部分をどう理解すればよいのか、われわれの知っている文法では把握が出来ないでいます。要するに以下の意味でしょうか？

- a. 組合員が返還を要求する権利を持ち、拒否権が無ければ出資金は負債、そして
- b. 出資金が公正価額で販売可能であれば、出資金は資本。

(2) 公正価額で販売可能な金融商品は今や資本として分類されることとなります。われわれの組合員出資金は簿価で返還可能で、負債に分類されるべきとなります。「公正価額」か「簿価」かが、資本と負債を分類する要件となるのでしょうか？

(3) われわれの場合は、返還は発行人と所持人との間のみで行われます。そのような場合IAS39は公正価額の算出の助けとはなりません(第48、49項とAG69-82)。唯一の方程式は、(“総資産”マイナス“総負債”)÷出資口数 ということしか考えられません。このことに関して、審議会は追加的なガイドラインを出す考えはあるのでしょうか？

(4) もし事業主体が留保利益の一部を組合員に与え出資金として簿価で計上した場合は、資本に分類することができますか？

(5) 返還請求権がない組合員出資金に関しても公正価額の開示を求めますか？

(6) ヨーロッパの生協のいくつかのものが、返還を拒否できるように定款を変更し



**日本生活協同組合連合会**

**JAPANESE CONSUMERS' CO-OPERATIVE UNION**

たと理解しています。シンガポールでは協同組合のひとつが、要求に応じて返還せざるを得ないために、出資金の分類を資本から負債に変更しています。審議会はこのような事実を認識していますか？

- (7) 日本の生協法は、清算にあたってのみ残余財産請求権を認めています。そのことは出資金を資本の部に表示する根拠になりうるのでしょうか。そのような場合、継続企業として、翌年の返還に適用する公正価額を毎事業年度ごとに計算しなければならないのでしょうか？

お返事をお待ちしております。

日本生活協同組合連合会

副会長 山下 俊史

コピー送付先：国際協同組合同盟(ICA)会長 イバノ・バルベリーニ殿